



重度心身障害者医療

医療証の切替えが必要です

平成19年7月1日で、重度心身障害者医療証が切替えになります。現在使われている重度心身障害者医療証は、平成19年7月1日以降使用することができませんので、切替えの手続きをお願いします。

大切な手続きを

切替期間 **6月18日(月)～6月29日(金)**
※土・日は除く

場 所 保険環境課 医療介護保険係 (6番窓口)

持参する物 医療保険証・障害程度を証明する物 (身障手帳・療育手帳等)・
印鑑・現在使われている重度心身障害者医療証

資格要件 (各要件に該当の方)

住所要件	<ul style="list-style-type: none"> 桂川町に住所を有していること。 (住民基本台帳又は外国人登録原票に登載された方) 住所地特例の適用を受けていること。 (他の市町村にある障害者施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合には、従前住所地での市町村の受給者となります。) 	
年齢要件	3歳以上	
医療保険加入要件	ア, 国民健康保険の被保険者 イ, 社会保険の被保険者及び被扶養者 ウ, 社会保険 (任意継続) の被保険者及び被扶養者	
障害程度要件	○ 特別児童扶養手当の支給に関する法律	一級かつ傷病名が精神薄弱、及び精神遅滞
	○ 国民年金法	障害基礎年金の一級かつ傷病名が精神薄弱、及び精神遅滞
	○ 身体障害者手帳	一級、二級
	○ 療育手帳	A (重度)
	○ その他	療育手帳Bでかつ身障三級

※ 詳しくは、桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係 (☎65・1097) までご連絡下さい。